

# 平成 23 年度事業計画書

自 平成 23 年 4 月 1 日  
至 平成 24 年 3 月 31 日

一般社団法人 日本レコード協会

平成 23 年 3 月 25 日

## 目 次

- [ 1 ] レコードの普及に関する事…………… 1～2
  - 1 . 「音楽 CD の再販制度」の維持
  - 2 . レコードの需要拡大施策の展開
  - 3 . 「日本ゴールドディスク大賞」の実施
  - 4 . 「着うたフル®」ウィークリーチャートの活用
  - 5 . 日本音楽の海外展開の促進
  - 6 . 大学寄附講座の開設
  - 7 . RIAJ セミナーの開催
  - 8 . その他
  
- [ 2 ] レコードに関する調査研究および資料の蒐集に関する事…………… 2
  - 1 . 市場調査、産業統計の充実
  - 2 . 音楽に関する消費者実態調査の実施
  
- [ 3 ] 録音による芸術文化の保存に関する事…………… 2
  - 1 . 歴史的音盤アーカイブ事業の推進
  - 2 . 「文化庁芸術祭」への協力
  - 3 . 「日本プロ音楽録音賞」の共催
  
- [ 4 ] 著作権・著作隣接権等に関する事…………… 2～3
  - 1 . 違法音楽配信を撲滅するための対策の強化
  - 2 . 違法音楽配信を撲滅するための法整備の推進
  - 3 . 「違法配信からのダウンロード違法化」等の啓発キャンペーンの実施
  - 4 . 著作権教育活動の実施
  - 5 . 「私的録音録画補償金制度」の見直しを求める活動
  - 6 . レコードの業務上の利用から適正な対価が還元される制度創設に向けた活動
  - 7 . 「レコード保護期間」の延長に向けた活動
  
- [ 5 ] レコードに関する出版物の刊行等…………… 3
  
- [ 6 ] レコード製作者に係る商業用レコードの二次使用料に関する権利行使の受任、総額の取り決めならびに徴収及び分配…………… 3～4
  - 1 . 二次使用料収入確保のための検討
  - 2 . 二次使用料実績分配の運用開始

- [ 7 ] レコード製作者に係る商業用レコードの公衆への貸与に係る報酬等に関する権利行使の受任、金額の取り決めならびに徴収および分配…………… 4
- [ 8 ] 私的録音録画補償金に関する権利行使団体の構成員としての業務ならびにレコード製作者に係る当該補償金の分配…………… 4
- [ 9 ] その他…………… 4～5
- 1 . 政府の審議会等への委員派遣および経済団体への参画等
  - 2 . 国内・国外の団体、機関との連携活動
  - 3 . 「レコード倫理審査会」の開催・運営
  - 4 . 業界規格（RIS）の制定と改正
  - 5 . “ISRC”（International Standard Recording Code）の管理機関としての活動
  - 6 . 福祉・厚生施設へのレコード寄贈
  - 7 . 会員社業務の集約化（シェアードサービス）

以上

## 平成 23 年度事業計画書

平成 22 年のレコード等の生産・販売実績は、長引く経済不況の影響などにより、一昨年に続き前年を下回る結果となった。また、レコード産業成長の最大の阻害要因であるインターネット上の違法音楽配信や動画共有サイトからの不正ダウンロードの蔓延等の影響を受けた有料音楽配信実績の前年割れなど、レコード製作者を取り巻く環境はますます厳しい状況となっている。

しかし、一方では、アイドル人気の沸騰によるシングル CD 販売の回復や 4 年ぶりのミリオンヒットシングルの出現、「大人の音楽」のレコード需要の増大やアニメ音楽の隆盛など、レコード市場の活性化に向けたプラス要因も見られる状況にある。

このような現状を踏まえ、当協会は、平成 23 年度において、攻めと守りの両面でより一層実効性のある施策を講じる。具体的には、平成 22 年度に打ち出した 8 項目の重点施策（「違法音楽配信の撲滅」、「需要拡大施策の展開」、「レコード製作者の権利収入の拡大と適正な分配」、「レコード製作者の権利の確保、強化」、「シェアードサービスの拡大」、「著作権教育・啓発活動の充実」、「シンクタンク機能の充実」及び「音楽文化の維持、発展のための施策」）を更に強化するとともに、以下の事業に取り組むことによってレコード産業の基盤の整備・強化を図る。

### 【事業活動】

#### [ 1 ] レコードの普及に関すること

##### 1 . 「音楽 CD の再販制度」の維持

( 1 ) 再販制度の弾力運用を更に推進するとともに、音楽文化発展の基盤となる再販制度の必要性を引き続き訴える。

( 2 ) ユーザーサービスの一環として実施しているインターネット廃盤セールを年 1 回開催する。

##### 2 . レコードの需要拡大施策の展開

( 1 ) 「CD ショップ大賞」の一層の充実・強化を図るため、第 4 回大賞の具体的内容に関する実行委員会の検討を踏まえた支援を行い、店頭における音楽パッケージの需要を喚起する。

( 2 ) 「大人の音楽」のレコード需要を促進するため、キャンペーン実施等の積極的な施策を実施する。

( 3 ) 高音質・高品質を訴求するパッケージ商品の販売促進に資する施策を実施する。

##### 3 . 「日本ゴールドディスク大賞」の実施

音楽業界で唯一の実績数字に基づく顕彰制度である「日本ゴールドディスク大賞」の認知を通じて、音楽文化の維持・発展を図る。

##### 4 . 「着うたフル®」ウィークリーチャートの活用

「着うたフル®」ウィークリーチャートの活用を促進し、音楽配信市場の拡大を図る。

##### 5 . 日本音楽の海外展開の促進

( 1 ) 海外への日本音楽のライセンスアウト拡大に向け、音楽産業・文化振興財団（PROMIC）主催の「東京国際ミュージックマーケット」(TIMM) に積極的に

参画し、成約実績と実ビジネス実績の拡大を図る。

(2) コンテンツ海外流通促進機構(CODA)及び関係官庁との連携により海外における日本音楽の海賊版対策を強化する。

(3) 海外における配信ビジネス確立のための諸条件整備、アーティスト同行による海外イベント開催などについて検討する。

6. 大学寄附講座の開設

平成23年度は、横浜国立大学に寄附講座を開設する。

7. RIAJ セミナーの開催

会員社を対象に原則として毎月1回開催するとともに、一部テーマについては広く一般にも公開する。

8. その他

“Music J-CIS”(Music Japan-Copyright Information Service)の構成団体として、音楽権利情報データベースの充実を図る。

[2] レコードに関する調査研究および資料の蒐集に関すること

1. 市場調査、産業統計の充実

パッケージ商品及び音楽配信に関する各種産業統計データの的確な集計・分析を行い迅速に公表する。

2. 音楽に関する消費者実態調査の実施

26年目を迎える「音楽メディアユーザー実態調査」を継続実施するとともに、レコード産業が直面する課題や将来の市場予測に資する内容の調査を実施する。

[3] 録音による芸術文化の保存に関すること

1. 歴史的音源のアーカイブ事業の推進

国立国会図書館のデジタルアーカイブにおける保存及び今後の利活用に向け、歴史的音盤アーカイブ推進協議会(HiRAC)を中心にSP盤等の音源デジタル化作業を継続する。

2. 「文化庁芸術祭」への協力

レコード部門における受付窓口として、選考申請及び審査に協力する。

3. 「日本プロ音楽録音賞」の共催

録音エンジニアの技術向上と地位確立を目指し継続実施する。

[4] 著作権・著作隣接権等に関すること

1. 違法音楽配信を撲滅するための対策の強化

(1) 動画共有サイト、携帯電話向けサイト、ストレージサービスなどにおける違法音楽配信の探索、削除要請等を一層強化する。

(2) 他の音楽権利者団体及び携帯電話事業者との協力により、アクセス制限を施した携帯電話専用サイトに対する違法音楽ファイルの探索を実施し、青少年向けフィルタリング、削除要請等を更に強化する。また、より効率的な探索方法への移行を図るため、具体的な技術検討を実施する。

(3) 携帯電話向け掲示板事業者などに対する自主監視等の要請を更に進める。

- (4) 悪質な違法行為者の告訴等を継続して実施する。
- (5) 動画共有サイトからの不正ダウンロードを支援するサービスやソフトへの対策を講ずる。
- (6) 「ファイル共有ソフトを悪用した著作権侵害対策協議会」(CCIF)の取組みに継続参加し、違法行為者に対する啓発メールによる注意喚起活動を強化する。
- (7) ファイル共有ソフトを悪用した違法行為者のうち特に悪質性の高い者に対する損害賠償請求や告訴等の対応を強化する。
- (8) スマートフォンを用いた違法音楽配信の利用実態を把握し対策を講ずる。
- (9) 携帯電話端末における技術的対策の実施について、「違法音楽配信対策協議会」(CAMP)で継続検討する。
- (10) 検索エンジン非表示対応の実施について、事業者との協議を継続する。

## 2. 違法音楽配信を撲滅するための法整備の推進

- (1) 発信者情報開示請求に基づく悪質行為者への損害賠償請求等を迅速に進めるため、プロバイダ責任制限法の見直しを関係省庁に働きかけるとともに、発信者情報開示請求関係ガイドラインに開示請求手続きの簡素化等を盛り込む活動を促進する。
- (2) 違法な音楽・映像のダウンロードに対して高い抑止効果を発揮する新たな法整備を求める活動を強力に推進する。

## 3. 「違法配信からのダウンロード違法化」等の広報活動の実施

- (1) 違法音楽配信問題に関する広報、改正著作権法第30条の周知及び適法配信識別マーク(エルマーク)の認知拡大を図るため、啓発キャンペーン等の広報活動を強化する。
- (2) 関係他団体、他業種との連携による広報強化策を検討し実施する。

## 4. 著作権教育活動の実施

他団体、企業等との連携等により、若年層への著作権教育の機会を増大するなどの取組みを強化する。

## 5. 「私的録音録画補償金制度」の見直しを求める活動

私的録音録画補償金制度を録音録画の実態に合わせた制度とするために、他の権利者団体等と連携して活動を行う。

## 6. レコードの業務上の利用から適正な対価が還元される制度創設に向けた活動

実演家団体と合同で制度創設に向けた行政への働きかけを進める。

## 7. 「レコード保護期間」の延長に向けた活動

EUにおける「レコード保護期間」延長の動向を踏まえながら、少なくとも70年への保護期間延長に向けた活動を継続する。

## [5] レコードに関する出版物の刊行等

レコード産業への理解促進と産業全体のイメージ向上を図るため、機関誌、ホームページ、プレスリリース等を活用して積極的に情報発信するとともに、社会貢献活動や文化活動についても広く広報を行う。

## [6] レコード製作者に係る商業用レコードの二次使用料に関する権利行使の受任、総額の取り決めならびに徴収及び分配

1．二次使用料収入確保のための検討

放送収入が減少傾向にある中で、安定的に二次使用料収入を確保するための新たな二次使用料算出方式の検討を行い放送事業者との間で具体的な提案に基づく協議を行うとともに未契約事業者の解消に努める。

2．二次使用料実績分配の運用開始

(1)平成 23 年度末の二次使用料の実績分配開始に向けて分配規程を改定し、新たな運用ルールを委任者に周知する。

(2)実績分配にかかる以下の実務運用を安定的に取り進める。

- ・各放送事業者からの全曲・電子的報告の円滑な受領と諸問題の解決
- ・報告を受けたレコード使用実績データの効率的な照合と分配先権利者の特定
- ・正確な分配金額計算業務

(3)システムによる自動照合率の向上を図るため、必要な施策を実施する。

(4)実績分配のキーコードとなる ISRC の精度向上のため、誤付番を「0」にするよう各社の確認作業を促進する。

[ 7 ] レコード製作者に係る商業用レコードの公衆への貸与に係る報酬等に関する権利行使の受任、金額の取り決めならびに徴収及び分配

1．平成 24 年度からの貸レコードに係る使用料等の分配方法変更に向けて、分配規程の改定と実務運用の検討を完了する。

2．分配方法の変更に伴う会員社における計算業務の効率化と負担軽減を図るため、会員社のニーズを踏まえたシステム開発を行う。

[ 8 ] 私的録音録画補償金に関する権利行使団体の構成員としての業務ならびにレコード製作者に係る当該補償金の分配

社団法人私的録音補償金管理協会 ( sarah ) 及び社団法人私的録画補償金管理協会 ( SARVH ) の構成団体として、私的録音録画補償金制度の円滑な運用を推進する。

[ 9 ] その他

1．政府の審議会等への委員派遣および経済団体への参画等

文化審議会著作権分科会等へ委員を派遣するなど、外部の会議体等に積極的に参画し、意見の具申を行う。

2．国内・国外の団体、機関との連携活動

国内の音楽関係団体並びに国際レコード産業連盟 ( IFPI ) 及びアメリカレコード協会 ( RIAA ) 等海外のレコード産業団体との連携と情報交換を積極的に推進する。

3．「レコード倫理審査会」の開催・運営

レコード制作者としての社会的倫理責任を果たすため、「レコード制作基準」に則り「レコード倫理審査会」を開催・運営する。

4．業界規格 ( RIS ) の制定と改正

CD 等レコード商品の表示、付属品等に関する日本レコード協会規格 ( RIS ) について必要な改正を行う。

5．“ISRC” ( International Standard Recording Code ) の管理機関としての活動

音源の識別に利用される“ISRC”(国際標準レコーディングコード)の国内管理登録機関として、普及・管理に関する活動やコードの申請受付・交付等を行う。

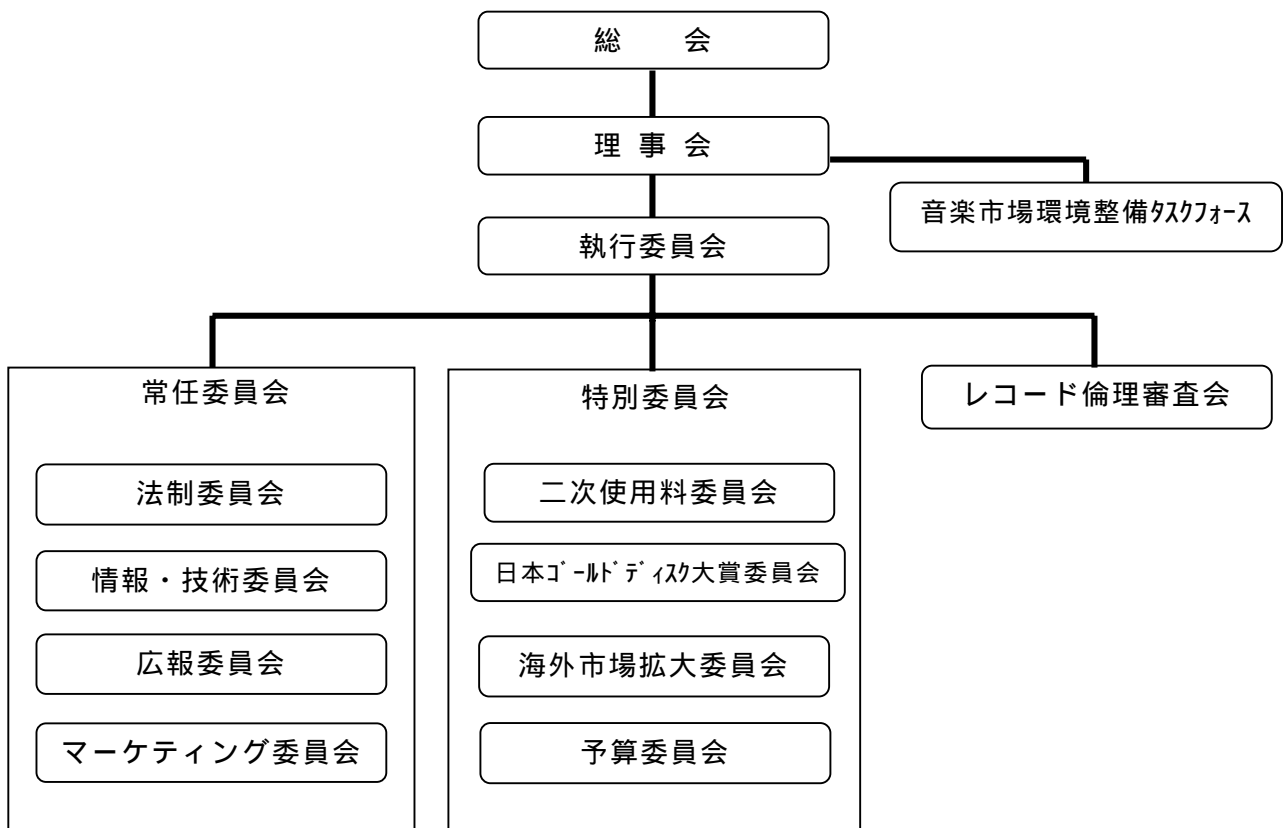
6. 福祉・厚生施設へのレコード寄贈

福祉厚生・療養施設(児童福祉施設、老人ホーム等)の方々に音楽を楽しんで頂く事を目的として昭和38年(1963年)から毎年実施しているレコード寄贈を平成23年度も継続する。

7. 会員社業務の集約化(シェアードサービス)

会員社業務の効率化と負担軽減を図るため、集約化が考えられる業務に関する会員社ニーズを把握し、課題の整理を行う。

〔運営体制〕



本年度の事業遂行のため、関係諸官庁並びに関係諸団体と常に連絡協調を保持しつつ業務を推進する。

以上